







郡上市役所 市長公室 人事課

TEL: (0575) 67-1818[直通]

FAX: (0575) 67-1711

E-mail: jinji@city.gujo.gifu.jp



令和元年度

郡上市職員採用試験案内

<一般行政職:身体障がい者対象>

受付期間 7月1日(月) ~ 7月24日(水) ※平日のみ

受付時間 午前8時30分 ~ 午後5時15分

受付場所 郡上市役所 市長公室人事課

※ 郵送の場合は、7月24日(水)までの消印有効です。



1. 職種 • 採用予定人員 • 職務内容等

職種	採用予定人員	職務内容等	
一般行政職 身体障がい者対象		市長部局、教育委員会の本所・振興事務所及びこれらの現地機関に 勤務し、行政事務に従事します。	

2. 受 験 資 格

職種	受験資格		
一般行政職身体障がい者対象	大卒程度試験	昭和50年4月2日以降に生まれた方 学校教育法に基づく4年制の大学(これに相当すると市長が認める ものを含む。)を卒業し、又は令和2年3月末までに卒業見込みの 方	
	短大卒程度試験	昭和50年4月2日以降に生まれた方学校教育法に基づく3年生の短期大学、2年制の短期大学、高等専門学校(これらに相当すると市長が認めるものを含む。)を卒業し、又は令和2年3月末までに卒業見込みの方。ただし、大学卒程度に該当する方は、この区分の受験ができません。	
	高卒程度試験	昭和50年4月2日以降に生まれた方 学校教育法に基づく、高等学校又は中等教育学校(これらに相当 すると市長が認めるものを含む。)を卒業し、又は令和2年3月末 までに卒業見込みの方	
	〈共通〉 介助者なしに事務職としての職務が可能な方で、次のすべての要件を満たす方 ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②活字印刷文による出題及び口頭による面接試験等に対応できる方		

ただし、次の各号の一に該当する方は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない方
- (2) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (4) 郡上市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを 主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3. 受験手続

申込先	〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地郡上市役所 市長公室人事課 TEL(0575)67-1818[直通] FAX(0575)67-1711
申込方法	 指定の申込書に必要事項を記入(顔写真を貼付)し、身体障害者手帳の写しを添付して申し込んでください。職種:一般行政職 ①大卒 ②短大卒 ③高卒 試験申込書を郵送する場合は、封筒の表に「職員採用試験受験」と朱書きし、必ず書留か簡易書留で郵送して下さい。 申込者には、試験実施日の概ね1か月前までに受験通知を発送します。受験通知が到着しない場合は、必ず問い合わせで下さい。 受験に際しての提出書類は返却しません。

	・令和元年7月1日(月) から 7月24日(水)まで(平日のみ)
受付期間	受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
	・郵送の場合は、7月24日(水)までの消印有効です。

4. 試験日及び場所

職種	第1次試験	第2次試験
一般行政職 身体障がい者対象	期日:令和元年10月ト旬(予定) 場所:那上市役所	期日:令和元年11月下旬(予定) 場所:郡上市役所(本庁舎) ※上記は予定です。詳細は第1次試験 の合格者に通知します。

5. 試験の方法

職種	区分		公分	内容
	第 1 試	次験	教養試験	一般的知能及び一般的知識について、択一式による筆記試験を、大卒・短大卒・高卒程度ごとに行います。
一般行政職 身体障がい者対象	第 2	2 次	作文試験	文章による表現力、思考力等についての作文試験を行います。
	試験□述試験	口述試験	人物及び専門的知識等について、個別面接による試験を行います。	

6. 合格者の発表

- (1)第1次試験合格者発表(予定) 令和元年11月中旬 受験者全員に合否の結果を通知します。
- (2)最終合格者発表(予定)令和元年12月中旬 第2次試験受験者全員に試験結果を通知します。

7. 合格から採用まで

採用予定時期は、原則として令和2年4月1日です。

8. 給 与 等

令和2年度の新規採用者の給料月額は、一般行政職 大卒程度で180,700円、短大卒程度で161,300円、高卒程度で148,600円、原則として毎年1回定期に昇給します。

なお、学校卒業後に民間等における職歴がある場合は、一定基準により加算します。また、扶養手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等をそれぞれの支給要件に応じて支給します。